

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八百津町は、新型インフルエンザ等対策措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岐阜県八百津町長

公表日

令和7年12月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>八百津町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する新型インフルエンザの予防接種、予診票の発行等を行う番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等)③照会申請による予防接種履歴の照会④委託料の支払い⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給⑦予防接種の実施後に接種記録を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。⑧予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項及び別表の126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153、154の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	-----------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。

9. 監査

実施の有無 [自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	---

判断の根拠	・特定個人情報の含まれる資料等は町外に持ち出さず、USBメモリは事前に許可されているものののみ使用し、使用履歴を簿冊で管理したうえで情報のやり取りを行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が含まれている場合別途でまとめて廃棄している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>八百津町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する新型インフルエンザの予防接種、予診票の発行等を行う。番号法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 	<p>八百津町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する新型インフルエンザの予防接種、予診票の発行等を行う。番号法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑦予防接種の実施後に接種記録を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 ⑧予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	事後	
令和3年7月1日	I 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I 3個人番号の利用	1 番号法第9条第1項、別表第一項番93の2項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	1. 番号法第9条第1項、別表第一項番93の2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年7月1日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第7号、別表第二項番115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第59条の2 (情報照会事務) 番号法第19条第7号、別表第二項番115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第59条の2	(情報提供事務) 番号法第19条第8号、別表第二項番115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第59条の2 (情報照会事務) 番号法第19条第8号、別表第二項番115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第59条の2	事後	
令和3年7月1日	II しきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	
令和4年3月1日	I 3個人番号の利用	1. 番号法第9条第1項、別表第一項番93の2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供)	1. 番号法第9条第1項、別表第一項番93の2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年7月1日	II しきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和4年7月1日	II しきい値判断項目内 2.取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
令和5年7月1日	II しきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和6年11月27日	II しきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和6年11月15日 時点	事後	
令和6年11月27日	I 関連情報 3.個人情報の利用	1. 番号法第9条第1項、別表第一項番93の2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法 第9条第1項及び別表の126の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月27日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号、別表第二項番115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第59条の2 (情報照会事務) 番号法第19条第8号、別表第二項番115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第59条の2	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153、154の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項	事後	
令和6年11月27日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		追加項目	事後	
令和6年11月27日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		追加項目	事後	
令和6年11月27日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	文中「番号法別表第二」	「番号法第19条第8号に基づく主務省令」	事後	
令和7年12月1日	IIしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和6年11月15日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	